

	<p>登校前の検温等（緩和） 家庭で責任をもって管理する。（学校への報告は不要） 発熱の疑いや体調不良が見られた場合は検温し、場合により保護者等に連絡する。</p>
	<p>室内外でのマスク（緩和） 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。なお、基礎疾患があることなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合は、無理にマスクをはずす必要はないものとする。</p>
	<p>運動等（緩和） 感染防止につとめて実施する。</p>
	<p>換気（継続） 2方向換気を対角線で行うことが望ましい。（なるべく、締め切った状態での授業・活動はしない。）寒い時には服装等の防寒対策も行う。</p>
	<p>音楽（緩和） 換気をするとともに、歌唱する場合は、前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則向かい合っでの歌唱は控える。（令和5年度入学式を除く）</p>
	<p>給食（緩和） 換気をするとともに、大声での会話を控え飛沫を飛ばさないように注意する。向かい合って食事をする際には1m以上の距離を確保する。 なお、調理実習についても、これに準ずる。</p>
	<p>対面学習（緩和） 可能な限り換気をするとともに、少人数のグループで大声での会話は控える。</p>
	<p>校外学習・宿泊行事（緩和） 制限なし。 ただし、混雑した電車やバスなどを利用する等、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても着用を推奨する。</p>
	<p>保護者等の来校（通常に戻す） 来校者の制限はなしとする。（令和5年度入学式を除く）</p>
	<p>学級閉鎖等の検討（通常に戻す） 新型コロナウイルス感染症以外の感染症を含め、学級の状況において必要に応じて閉鎖の措置をとる。</p>